第2回 滋賀県読書バリアフリー計画（第２期）の検討に係る
関係者協議会【概要】

1. 開催日時：令和８年（2026 年） 8月 19 日（水）13：00～15：00
2. 開催場所：滋賀県大津合同庁舎 ６階 6A 会議室

3.協議概要

【開会】

教育委員会事務局生涯学習課長 挨拶

【議事１ 滋賀県読書バリアフリー計画（第2期）骨子案について】

※資料3に基づき、事務局より説明。骨子案第1章について意見・質問を求める。

委員： 計画の対象者を広げていただくのはとてもよい。今まで視覚障害の方には、滋賀県はさまざまな取組を行ってきた。そういうことを参考にこれからも発展させていく意味でも、対象を広げてバリアフリーの必要性を広く訴えていくということが大事。その方が当事者の方にも情報が届きやすい。

外国の方も、もちろん対象にはなるとは思うが、施策が違ってくる側面がある。そのあたりの具体的な考えを伺いたい。

事務局： 外国の方に必要とされる資料が、読書バリアフリーにおけるアクセシブルな資料だけではないというのは承知しており、難しいところはあると認識している。

現時点では、「やさしい日本語」など、日本語学習の入口などになる部分については、アクセシブルな書籍が活用できるのではないかと考えて、対象に入れている。しかし、それで外国人の方が必要とされている資料が 100％カバーできるわけではなく、例えば母国語資料も必要となると思われるので、もう一度しっかり検討していきたい。

委員： 対象者を広げ、そして障害者手帳を出さなくていいのは非常にいい方向だと思う。ただ、他府県では、聴覚障害者も対象になっているが、滋賀県の案では、聴覚障害者が対象者として抜けている。対象として明記をするほうが、理解が得られるのではないか。

事務局： 案の段階では抜けている形になっていた。ご指摘、感謝する。

委員： 国、県の関係性が分かりにくい。県から委託・指導されたものを市が請け負うのか。例えば、住んでいる市の図書館の情報が手に入らないという問題がある。聴覚障害のある方は手話を使うが、文章が苦手な方が多い。そういう方たちをどのようにするのか。

残念ながら読書バリアフリーは視覚障害者が優先されている。音声翻訳もあるが、盲ろう者は利用することができない。そのあたりも考えて計画を進めて欲しい。

事務局： 聴覚障害者を対象にするにあたり、よく考えておきたい。おっしゃる通り音声で聞ける書籍だけでなく、その他の書籍も引き続き必要であると考えている。文章の苦手な方

に向けた書籍を揃え、どうやって情報発信していくか、という部分は課題と認識しているので、引き続き検討していきたい。

委員： 市町の図書館にも、県から指導しているのか。障害者向けの触って分かるような書籍は、市が準備するような形になるのか？

事務局： 県と市はそれぞれが主体となり取組を進めており、県が直接指導したり、県からの委託という形ではない。お互いに協力し合い、情報共有にも努めていきたいと思っている。

具体的には、県立図書館から、市町の図書館に対して点字図書などアクセシブルな書籍の貸出を行っている。今後は市町の図書館でも、ある程度の書籍を揃えられるように、県としても情報発信していきたいと思う。また、市町が揃えきれない部分については、引き続き、県立図書館から貸出を行い、市町のサポートをしていきたいと考えている。

委員： もう 1 点、外国人も日本語が苦手な方が多いのではないかと思う。聴覚障害者は文章を読むのではなく、手話でコミュニケーションを取るほうが早いので、それも含めて考えて欲しい。外国人に通訳が必要な人が多いように、聴覚障害者には手話通訳が必要である。

事務局： 確かに資料を揃えるだけではカバーできない部分もあるかと思う。そういった部分については、県の障害者プランなど福祉分野とも連携を図り、どのようにカバーをするのかも含め、少し検討させていただきたい。

座長： 貴重なご意見に感謝する。次の章の説明を求める。

※資料 3 に基づき事務局より説明。

座長： 第2章の内容について、ご意見・ご質問があればお願いしたい。

委員： 不足部分をここにまとめられているので、大変よく理解できた。不足している部分を次に生かされれば、すごく素晴らしいものになると思う。

委員： 「とどける」部分の課題として「当事者に情報が届いていない」とあるが、具体的なデータを補足させていただく。県立視覚障害者センターで毎年、利用者アンケートを取っており、その中に、「滋賀県読書バリアフリー計画を知っていますか」という項目がある。令和 7 年度のアンケートでは、回答者 143 人のうち、「知っている」と答えた人が 20.3%、「名前は知っているが内容は知らない」という人が 22.4%、「知らない」という人が 57.3%となっており、半数以上の方が「滋賀県の読書バリアフリー計画を知らない」という結果が出ている。

委員： 視覚障害の方のデジタル化は進んでいると思うが、盲ろう者のための準備が進んでおらず、デジタル化については少し不安がある。インターネットの文字情報を音声に変換する機器はあるが、盲ろう者は利用することができない。点字変換できる機械もある

が、長い文章になると点字は読むのが大変疲れる。今後、文字変換の機器の工夫が必要だと思う。

事務局： 音声変換に関しては、文字認識の技術など、大変発達してきている部分はあるかと思うが、それを点字や別の手段に変換するのは、まだまだ進んでいない。国の基本計画において、ICT 技術の活用に力を入れていく、とされているので、県としては、技術の発達や、新しい情報機器についてもしっかり情報収集しつつ、できることを探っていきたいと思う。

委員： 現状と課題の「とどける」について、福祉サービスの事業者・支援者への周知や連携が不十分とあるが、親に情報が届くことも大事だと思っている。親にとってもわからないため、動きが見えていないのが現状である。支援する人へ「とどける」とあわせて、小さい子どもにとって重要な存在である「保護者」の文言も入れて欲しい。

事務局： おっしゃっていただいたとおりかと思う。第2章の課題の部分にも、第３章の取組の部分にも、保護者、ご家族という視点もしっかり入れていきたい。

座長： 続いて、事務局に第 3 章の説明をお願いしたい。

※資料 3 に基づき事務局より説明。

事務局： 資料の補足であるが、先ほど第 1 章で計画の対象者に関して、どこまで対象を広げるか、聴覚障害者や外国人についても意見をいただいた。資料では計画により目指す姿を「障害の有無にかかわらず読書を通じて豊かな人生を送れる滋賀」としているが、例えば滋賀県障害者プランでは「誰もがみんな」や「すべての人が」というような言葉を使われているので、読書バリアフリー計画についても文言を改めて検討していきたいと考えている。

座長： ただいま説明があった第3章ならびに骨子案全体について、改めて意見等あればお願いしたい。

委員： 視覚障害者という言葉がたくさん出てきているが、視覚障害者「等」であり、視覚障害者だけの問題ではないと思うので、その点は、はっきり伝えて欲しい。

基本方針「ささえる」の中で、学校の教職員らの研修を行うという点において、学校の教職員全体にするのか、それとも図書に関係する人だけが受けているのか、その辺もはっきりした方がいいと思う。今、インクルーシブ教育で小学校から、視覚障害者や色々な障害者が普通学校に通っている。その周知も必要だと思うので、担当の先生方には必ず受講研修をしてもらいたい。

それから視覚障害者のセンターとしては様々なサポートをしているところ。盲ろう者には、点字ディスプレイ等があるが、様々な問題点がある。どうして欲しいという要求を挙げていくことは重要だと思う。できるかできないかはわからないが、アクセシビリティに関する施策もあるので、各障害の人が意見を報告した方が開発者にも伝わる。

事務局： 現状、教職員向けの研修については、生涯学習課で実施している研修に、教員の方にも参加いただいたこともある、という段階。引き続き、できるだけ多くの方に参加いただける機会を作りたいと思う。

委員： 7月末に大津市のピアザ淡海へ先生方が集まってイベントをされたように聞いたがいかがか。

事務局： 当課で実施している「学びのメニューフェア」というイベントかと思う。今回、読書バリアフリーの関係では出展ができていない。今後はこういった機会にも積極的に出向いて行きたい。また県や市町の事業だけでなく支援者団体のイベント等にもできるだけ出向き、ブースの出展や機器体験会などの実施に努めていきたいと考えている。

委員： 「とどける」ためには、書籍を揃えるはもちろんだが、読み聞かせとか、一緒に読むような場面設定が必要。文章に書くのは難しいかもしれないが、「誰もが利用しやすい環境整備」にそういった視点を盛り込んでほしい。例えば、県立図書館の方で様々な当事者を対象に、読み聞かせや、点字の読み方を教えるとか、具体的な支援が求められていると思う。そういうことをどこかに含んで欲しい。

事務局： おっしゃるとおり、環境というのは施設や資料だけでなく、人が関わってくる部分が多いと思う。図書館としても障害のある方への対応について理解を進めていく必要がある。現場としてケアの部分のノウハウは、まだまだ足りていないと思うので、支援者の団体、福祉サービスの提供者としっかり関係を深め、お互いに学んでいくということが必要と考えている。計画の中でどこまで具体的なことを書き込めるか難しい点もあるが、環境整備の中で、人という視点もしっかり踏まえていきたいと思う。

委員： 今の意見に関して、視覚障害者センターでは「読めない」「見えない」方に対して、読んで欲しい本の対面朗読をしている。本以外にも、機械の説明書なども対面で読んだりしている。他にも、守山市立図書館では、読み聞かせや朗読劇とかもされている。他の図書館にも広がってほしいと思うので、そういうことも書いて欲しい。

事務局： 参考にさせていただきたいと思う。

委員： 読書バリアフリーは、環境であり教育であり、もう一つ体験が大事だと思う。知的障害のある人は、体験を重ね、読書の楽しみを肌から受けるのがとても大きなポイントになってくる。その体験をする時に、支援者が手を引っ込めたり、諦めたりすると、進まない原因になると思う。環境も教育も大事だが、当事者に何回も体験してもらうことが大事である。「散歩がてら図書館に」とか、「家族一緒に図書館で本を広げる」というような環境は、本当に意識して作っていくべきだと思う。体験重視というところも、一言お願いしたいと思う。

委員： 親子で読書に親しんでもらうため、まずは楽しくなければ図書館には来てもらえない。以前、鳥取県の読書バリアフリーおはなし会に視察に行った。普通のおはなし会は静かにお話を聞くが、鳥取県のおはなし会では盲導犬を連れた人や、赤ちゃんを連れた若い両親も参加し、学生が手話を教えたり、おばあさんがその土地の昔話を語る回もあ

った。また、教師の方が英語の本を、手話も交えて読み聞かせされていた。滋賀でも「そろえる」「とどける」は十分にできているので、これからは「知る」や、「楽しむ」という次元に入ってきたと思うので、そういった文言を入れたらいいと思う。

事務局： 体験が重要というご意見と承った。計画の方にも読書の体験という視点もしっかり入れていきたいと思う。

委員： 子どもたちの読書活動・読書の指導について、視覚に障害があるなしに関わらず、学校現場では、勉強の方が優先され、読書が後回しになる傾向もある。文科省からも図書館の利活用も言われている。特に今、点字で学習している子供たちが、社会に出てから自分で自分自身を広げる、深めるための読書活動に向き合う機会を学校として作っていかなければいけないと、皆さんの話を聞いて思った。

読書バリアフリー計画により、資料を揃えてもらい、情報も提供してもらったので、我々学校としても「支える」部分をしないといけないと思った。県立図書館から本を借りることもできると聞いたので、2 学期以降に子供たちに伝えていきたい。

県立美術館からも「触ってわかる絵本等で連携をしたい」という話もある。図書館や美術館と連携を取り、子どもたちの周りにまずは本があるところを伝えたい。せっかく計画があるのに、待っている姿勢では、進まないと思った。また学校行事等で図書館に行くこともできそうなことを聞いている。そういった中で、学校の方からも、環境が整っている中に、進んで入っていけるような活動ができたらいいと思った。

委員： 図書館でもこれまで特別支援学校から見学に来られた場合など、お話会をしたことが何度かあるくらいで、十分普段から対応できていないところは課題だと考えている。現行の読書バリアフリー計画でも「視覚障害等のある児童生徒が生涯学習の場である図書館の利用について学ぶ機会を得られるように努めるとともに」という文言はあるが、5年間の間に図書館で十分取り組めたかというと、まだまだだという反省もある。県の読書バリアフリー計画の策定の後に、県立図書館でそれを受けてサービス計画を立てる予定となっているので、今、伺ったご意見を踏まえながらこの後の取り組みを考えていきたいと思う。

座長： 皆様、貴重なご意見をたくさん寄せていただき感謝する。休憩後に再開することとする。

【途中休憩】

【議事2 コラム掲載にかかる原稿作成について】

（資料4）について事務局より説明

座長： ただいま説明があった資料 4 の部分についてご意見ご質問などをいただきたい。

委員： このコラムの提出の提出先はこのメールでよろしいか？

事務局： 基本的にはメールなどデータでご提出にご協力をいただきたい。写真についてもデータでいただきたい。

委員： 文章や写真を選ぶことについて、事務局と相談して進めてもよいか。私が手話で話すことを読み取ってもらい原稿に書いてもいいのか、どのような方法で進めたらいいのか教えて欲しい。

事務局： 原稿の製作については基本的に団体にご依頼という形でさせていただきたい。事務局ともご相談しながら一緒に考えていければと思っている。皆様にもご負担をかけるが、ぜひご協力をしていただきたい。

委員： 写真内容については、イメージがわからないが、手話通訳と一緒に触手話をしているような状況も載せていいのか？ 載せる写真についてはどうか？

事務局： 触手話の様子や、点字のディスプレイの話など、随時具体的にご相談させていただきたいと思っている。写真の提出に差し支えがあれば、必須とはしない。その辺りも含め内容は応相談で進めていきたいと思う。

座長： 本日の協議全体を通して、何かあればご意見・ご質問をいただきたい。

委員： 県の方でいろんな施策や条例をしていただいているが、残念ながら、実行するのは市町が主になると思う。そうすると、やはり何事もそうだが、市町の考え方によって、温度差が出てくる。読書バリアフリーでも活発にしている地域もあるが、全体にあまり知られていない。「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」があるが、先ほどの視覚障害者センターのアンケート結果と同様、これも知っている県民は 20～30％程度。障害者週間が12月にあるが、これもほとんどの方が「障害者週間って何？」という感覚である。我々も啓発のためにテッシュ等々を配布しているが、障害者から物を配ってもらうという概念が、もらった人には、何か異質に感じるようである。そういう部分も含めて、まだまだ障害者理解が現実として進んでいない。今後は県として、バリアフリー計画では、温度差がないように市町に指導してもらいたい。我々が訴えてもなかなか難しい部分があるので、施行するときにはお願いをしたい。

事務局： 読書バリアフリーについても市町によって状況が違うというのはおっしゃる通りだと思う。例えば、福祉部局との連携という意味でも、積極的な取組をされている市町については、県としても積極的に関わって情報を教えていただき、それを他の市町にも広げていけるような取組をしていきたいと思う。

委員： 本当に、地域による温度差がすごくある。頑張っている市町の情報の共有・提供をするのは県庁でないと難しいので、ぜひそういう機会を作っていただきたい。

それともう一つ、周知の方法について。例えば知的障害の方や認知症の方とか、わかりやすさが必要な方に向けて、「わかりやすい版」というものがある。このバリアフリーの計画もすごく詳しくて立派な物ができると思うが、当事者にとっても分かりやすいように、例えばホームページで「わかりやすい版」を作って公開すれば、イメージが違って

きて、ここでの論議も伝わりやすいと思うので是非検討いただきたい。

事務局： 今のお話しの出た「わかりやすい版」の作成だが、この第2期計画がスタートした後にはなると思うが、作成について考えているところ。具体的に県の障害者文化芸術活動推進計画は実際に「わかりやすい版」を制作しているので、それも踏まえ、またこのような協議の場でもご意見をいただきながら作成していきたいと思う。

委員： 盲ろう者にもタイプがそれぞれある。点字ができる人、点字が苦手で出来ない人もいる。点字が苦手な方の読書は、触手話通訳が必要である。家族も触手話通訳ができなくて限界があるので、ぜひ触手話通訳をつけるということを考えてほしい。そういうことも含めて、一緒に進めていきたい。

事務局： 先ほども意見が出ましたが、資料だけ揃えても難しい部分があるというのはおっしゃる通りのことかと思う。そういった部分でもご意見、ご協力などもいただきながらぜひ進めていきたいと思うので、よろしくお願いする。

座長： 本日は皆様活発な議論をいただき、感謝する。時間の関係もあり、この辺りで会議の方をひと区切りとさせていただきたい。

事務局： 本日皆様からいただいたご意見を参考に、事務局にて第2期計画の原案を作成していく。本日限られた時間の中、もし伝えられなかったご意見やお気づきの点があれば、後日でも結構なので事務局までご連絡いただきたい。

第3回関係者協議会は、10月中旬ごろに開催予定。追って日程調整をさせていただくので、よろしくお願いしたい。これにて第2回関係者協議会を閉会とする。